

令和2年度事業報告書

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大問題があったことから、予定していた事業の大幅な見直しを余儀なくされた。感染防止のため、オフラインでの講演会やシンポジウム等については、すべてキャンセルをし、その代わりとしてZOOM等を用いたオンラインでのイベントを行った。これまで継続的に行っていたステークホルダーとの意見交換会や、政府関係者や議員への陳情についても、実際に集まったり訪問したりすることはなるべく控えて、ビデオ会議の形式で行うようにした。

当年度の「表現の自由に関する啓発事業」（定款に定める特定非営利活動に係る事業）としては、不特定多数の受益者を想定して次のような事業を実施し、下記のような成果があったと考えている。

① 全米反検閲連盟の『芸術の自由マニュアル／芸術の検閲マニュアル』日本語版の出版

8月に冊子版を出版し、全国の公立図書館や美術館図書室に納本すると同時に、電子版をインターネット上で公開した。以前から交流のある著者のスヴェトラナ・ミンチェバ氏からは、日本語版刊行にあたってのビデオメッセージが寄せられ、日本語字幕版を制作してYoutubeにて公開した。

同マニュアルについては、「あいちトリエンナーレ」の問題もあり、美術館学芸員等の専門家の中で日本語訳の要望が高まっており、日本語による概要版がいくつか先行していたが、トリエンナーレからちょうど1年になるタイミングで正式な日本語版を刊行することができた。

刊行を記念して、監修・監訳を務めた憲法学者の志田陽子氏と、芸術分野に関係する各種専門家との対談をインターネット会議形式で実施して、その記事を順次アップしている。

② 海外判例の検討

ホラー小説『ヘンゼルとグレーテル』が児童ポルノ犯罪として成立するか否かが問われていた事件で、カナダ・ケベック州の上級裁判所が小説家と出版社に法令違憲を理由とする無罪を言い渡した判決(9月24日)について、事件の概要や海外NGOの解説記事を翻訳して日本語での紹介を行った。

創作表現の扱いについて国際的に参照されることの多いカナダ法の条文や立法過程が正面から争われた事件であるにも関わらず、日本語での記事が少ないことから、翻訳して紹介できたことには一定の意義があったと考えている。

③ 国内判例の検討

以前から著作権法上の扱いについて議論があったいわゆる「二次創作」の問題に関して、知的財産高等裁判所の判決(10月6日)があったため、情報法学者の白田秀彰氏に判例評釈の講演を依頼し、その動画をYoutubeにアップした。この論点については、2014年のTPPの国内法対応に関する著作権法改正や、2020年の違法となるダウンロードの対象が拡大された著作権法改正でも、政治

的論点となったこともあるため、判決から間を置かずに情報提供をできたことには意義があったと考えている。

④ その他

前年度以前の事業に関して次のようなフォローアップを行った。

地方議会における、特に表現の自由に関わるような条例についての制定プロセスの問題をテーマに、香川県議会議員の竹本敏信氏と東京都議会議員の西沢圭太氏との対談を企画し、記事を公開した。

いわゆる「リアルドール／ラブドール」の規制を巡る議論について、韓国の作家イ・ソンオク氏のシンポジウムでの発表原稿の日本語訳を公開した。

マンガ研究の理論からキャラクターについての表現とセクシュアリティについて考察するマンガ研究者の伊藤剛氏の講演動画を公開した。

法教育と性教育の両方の観点から、インターネットにおける性犯罪等を巡る議論の在り方について検討するオンラインのトークイベント「性教育×法教育2021」（登壇者：鈴木愛子弁護士、山下敏雅弁護士）を3月27日に実施した。

令和2年度の特定非営利活動に係る事業には、理事とボランティアの合計7名が従事し、支出の合計は1,833,247円であった。